

福祉文教委員会会議録

令和6年3月18日(月)

(開会) 13:00

(閉会) 16:33

【 案 件 】

1. 議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○保育課長

3月7日の福祉文教委員会以降、受託業者の方と2回協議を行いました。受託業者の方から示された懸念事項について、市の対応策を提示し、受託業者のほうで検討していただき、本日連絡を頂きました。受託業者の方からは、事業は継続したいが、市から回答してもらった内容のうち、確約がとれていない懸念事項もあるのでお答えできないとの回答を頂きました。事業継続の意思はあること、また、颯田高齢者福祉センターでの事業実施はできないというような明確な回答ではありませんでしたので、懸念事項につきましては、今後も受託業者の方と協議を行い、4月1日開所に向けて準備を進めたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

すみません、今懸案の部分があるということでしたが、内容等をもし資料で出せるようであれば、資料の提出をお願いしたいと思うんですが、委員長のほうでお取り計らいのほうをお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:02

再開 13:04

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねいたします。ただいま兼本委員から要求がっております資料は提出できますか。

○保育課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま兼本委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

では資料は、サイドボックスのほうに、提出されております。

○保育課長

まず3月11日、市の回答のファイルをお願いいたします。こちらが3月11日の11時に受託業者の方に、市のほうに来ていただいて、飯塚市の回答、右から2番目の市の回答の欄に

回答を入れております分を説明させていただいております。内容的には私どもができることと、検討しながらできるようにするという形のことで回答をさせてもらっています。全部で7ページございます。市の回答を御覧いただきたいと思います。

もう一つのファイルが3月14日、センターの意見というもののファイルをお願いいたします。こちらが3月14日、木曜日、16時に市のほうに来ていただきまして、3月11日に回答した内容について、センターの意見ということで記載をいただきました内容が、こちらの資料となっております。センターの意見があった中ではまた追加でのご要望等も入っております。資料の説明は以上でございます。

○兼本委員

3月11日は飯塚市と受託業者との話し合い。次の分が今度それに対して、このセンターのほうの意見も入れられているという形なんですかね。ということでもいいんですかね。

○保育課長

すみません、説明が、最初の分がちょっと不足しておりました。まず左側の場所、内容、起り得る懸念、こちらにつきましては、3月4日に飯塚市、本庁舎のほうに来ていただいたときにお預かりした内容でございます。それを基に市のほうで回答を考えまして3月11日に、市のほうにまた受託業者の方に来ていただいて、この市の回答のご説明を一つ一つさせていただきました。

3月14日の資料につきましては、3月14日にセンターの受託業者さんのほうが、センターの意見としてこの右側の要望等に入れられた内容について市のほうに報告に来られております。資料の見方としては以上でございます。

○兼本委員

じゃあ、例えばもし事故が起こったとした場合、これは施設、子育て支援センターの中であれば、子育て支援センターの契約等の内容でいいんでしょうけども、それ以外の施設もあるわけでしょ、ここの。共有スペースがあったり、お風呂場があったりとか。もしこういったところで事故が起こった場合というのは、これは、その管理者にも責任が及ぶということではないんですか。

○保育課長

事故の内容等にもよるかと思いますが、今回は飯塚市のほうで、懸念部分については解消していくという形でやっておりますので、共有スペースの部分でも飯塚市のほうで、受託業者の方と話し合いながらやっていきますので、もし事故が起きた場合には最終的には飯塚市のほうが責任を負う形になろうかと思いますが。

○兼本委員

センターの意見というのは、どういった意味で聞かれたんですか、そしたら要は管理責任というのものもあるわけでしょ。何かそういう問題が起こった場合というのは。この管理責任も飯塚市がしますよということなんですか。今のは施設の管理責任も飯塚市が負いますよという答弁なんですかね。

○保育課長

先ほどはすみません、私はセンターの意見という言い方をしましたが、ここに記載されていますが、ここはこの子育て支援センターを受託いただいている子育て支援センターのご意見ということでございます。すみません、私の説明不足で申し訳ありません。

○兼本委員

だから私がさっきちょっと質問しました施設外での、ここの大きなセンターがあるわけでしょ。そこでもし起こる責任問題というのはどのようになるんですか。まちづくり協議会がこれを管理されているんですけど、そこの話とかもちゃんとしてあるんですか。

○保育課長

まちづくり協議会の方につきましては、こちらの颯田高齢者福祉センターのほうに、子育て支援センターを移設するというお話には行っておりますが、委員が言われるように、事故が起こった場合の責任についてというお話は、まちづくり協議会の方とはしていません。

○兼本委員

前回、次長の答弁で、子育て支援センターから外に出た場合は、保護者が手をつなぐ、つないで安全性を守ってもらいますというような話でしたよね。どっちでしたっけ。課長がそういう話、課長のお話でしたよね。それは保護者の責任です、でしょう。この法律いろいろ調べたんですけども、保育施設に準じるのか、いろいろ考え方はあると思うんですが、子育て親子の安全確保についてということで、国のほうから、地域子育て支援拠点を利用する子育て親子の安全確保については、従来より市町村のほうでご尽力いただいているけども、事故等の発生の予防や発生した場合の迅速的確な対応を図ってほしいというようなものがありますよね。あるでしょう、課長。御存じだと思いますけども。前回の答弁では飯塚市の果たさなくては行けない対策というのが出てなかったんですよ。親に全部任せますという話だけだったんですよ。飯塚市としては、説明責任もありますよという話でしたよね。飯塚市としてはどのような対応をするのかということころは、今回のここに書いてある形ということでよろしいんですか。

○保育課長

今委員のおっしゃられている部分は提出資料の中の市の回答のことで言われているかと思いますが、飯塚市としてはこの回答に書いてあるところで安全管理、衛生管理をしていきたいというふうに考えておりますし、事業者の方にもそこをご理解いただくような形で協議をしていきたいと思っております。

○兼本委員

僕は大人が100%安全ですよと考えたものでも、子どもさんって事故を起こしているじゃないですか。いろいろ事故ってあるじゃないですか。大人が考えるように100%じゃない。今のこの対応のままでいっても100%じゃないわけでしょ。100%の飯塚市としての答弁を頂いてないと思っています。100%安全ですよ、飯塚市として安全ですよという答弁を頂いてないと思っています。その中で運営していくというのは、正直言って私たちがそこで今回この条例を判断する上で、もう100%がまだ出来上がってないのに、条例に賛成しろと言われてるわけですから、非常に僕はちょっと難しいなと思っています。もう少し100%にできるような、安全性を確保できる、これしなくちゃいけないわけでしょ。子育て支援センターというのは、親子が安心して、そこでいろんな支援を受ける場所というのが第1条件なんでしょう。その第1条件が、ちょっとクリアできてない段階でというのは、ちょっと非常に厳しいような気がするんですが、100%これで対応できるんですかね。それこそさっき言ったような、共有スペースの問題とか、いろいろあると思うんですよ、問題点というのが。ここに出ている問題点もあるんですけど、僕らが考えるだけでも大丈夫かなと正直思うところがあるんですが、その辺りをちょっとこういうふうに対策を練っていますとか、そういったものを出して、いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○福祉部次長

大変ご心配をかけて申し訳ないと思っておりますけれども、質問委員がおっしゃるような100%の安全については、当然それを目指してやっております。ただ絶対に事故が起きないのかと言われますと、それは、100%というのは言えないかもしれませんが、例えば、じゃあこの高齢者の福祉センターでなければ100%ができるのかということになれば、14日の資料のほうには書いてあったはずですけど。例えば2ページに、ソファ、テーブルのところ、旧サンシャイン颯田のロビーにもソファ、テーブルがあって、子どもさんが落ちたことがあるという記載があります。で、今はどうしているんですかと聞いたら、いや、ありますけどということで、やっぱりそれはあくまでもやっぱり事故だったということなんです

よね。なので、危険なものを全部取り外せるかという、どうしても複合施設については限界があるのかなと思っています。ただ1ページのほうにお風呂のほうで、④のほうでお風呂の④に、お風呂の開所日は安全確保のために市役所職員の派遣希望というふうに書いてあるんですけども、これについては今現在調整していきまして、確かに不安はあるのかなと思いますので、当面、職員が行けるような形で今考えております。そういった形で、先ほど、保育課長が申し上げましたとおり、これ14日の日に頂いて、それも夕方に頂いて、15日の1日しかありませんでしたので、全てのほうに対策はまだできておりません。そもそも対応が遅かったというところのご指摘は致し方ないかなと思っていますけど、先日の福祉文教委員会でお示していたように、代表者の方とは調整が終わっていたつもりでございました。窓ガラスのほうの危険性については、そちらは事務スペースにするなどとの意見を頂いていたので、私たちもそれとちょっと安心していたところがありますけど、そういったところも今現在、じゃあどういふふうに事務スペースと子どもさんたちが安心して遊べるスペースをつくるのかとか、そういった細かいところはちょっと今調整をしているところでございます。

○兼本委員

そうすると、飯塚市の子育て親子への安全確保というのは、こんな問題があつて、今もあるから大丈夫なんですよということで、いいわけですか。そういうお考えの中、この施設を、ここで行っていくというふうにお考えなんですか。

○福祉部次長

そういうふうに掲げ足で言われるとそうなのかもしれませんけれども、市としては100%完全に安全に遊んでいただけるように、努力をするということをお伝え申し上げているつもりでございます。

○兼本委員

私は掲げ足で言ったわけじゃないですよ。私たちがこの議案に対して議決しなくちゃいけないんですよ。議決するだけの材料がないのに、議決ができるのかと。さっき話したでしょ。別段掲げ足なんかとってないですよ。逆に言うならば、じゃあどうやったら安全なんですかくらい言ってくださいよ。こうしたら安全ですから大丈夫ですよというようなことを。違いますか。

○福祉部次長

言い過ぎました。すみませんでした。例えば階段とかは滑り止めをつけてほしいという希望が出ていますので、これも対応ができるかと思っております。そういった形で、先ほども申し上げましたけど、これを頂いたのが14日の夕方でしたので、また一つ一つ全部を潰せるというところはありませんが、もともとこれ3月4日に頂きました。その後11日までに市としてまず、できる範囲の改善を全て上げました。その中でまたさらに今度ここをこうしてほしいという意見ですので、こういった形で協議をしていながら、子どもさんが安全な場所になるように、最善の努力をしてまいります。どうも申し訳ありません。

○兼本委員

分かりました。であるならば、結局、今市がここまでやりますということに対して、事業者のほうはどのような、まだ決め切れないというところが、今の現状ということなんですか。

○保育課長

3月11日に市の回答を1つずつ説明させてもらって、そのときにつきましてはその回答についてはご理解をいただいていたところでございます。また、一度持ち帰って検討するということだったので、私どももお忙しいでしょうけど早めにお願ひしますということで、3月14日の日に、夕方に連絡を頂いて、こちらのほうに来ていただいて、このセンターの意見、受託業者さんの意見を、また追加の分を見ております。市としてもこのセンターの、受託業者さんの意見については当然、できるところについては当然やっていく、安全化についてやっていくというふうにご考えております。ただまだ回答はちょっと作れてない状態ということで、受

託業者さんのほうは土曜日に皆さんで話し合われたというふうに聞いております。その中で、想定するに、やっぱりここでやっていこうという人も中にいらっしゃいますし、ここじゃまだ心配だという方もいらっしゃいますし、ここはもう駄目だとか、いろんな意見が多分出ているんじゃないかと思えます。なかなか、回答についても今回もはっきりと、ここでいいとか、悪いとかいう回答が頂けていませんので、なのでまだ私どもとしては、受託業者さんの方と協議をしながら解消していけば、心配な部分はクリアできるかなというふうに考えております。

○兼本委員

クリアしてからじゃ駄目なんですか。お互いが了承をもらってから条例制定というわけにいかないんですか。

○保育課長

クリアしてから、結局ここでの判断ではなくということでおっしゃられたと思います。ただ、市としても結局それがクリアするのがいつかというのははっきりはちょっと見えない部分がございますが、早急に対応はしていきたいと思っておりますので、市としては、この議案のほう、この場所でやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○兼本委員

なら、飯塚市の「飯塚市子育て支援センター条例」ってありますよね。この中で、指定管理者が行う業務というところには、支援センターの利用に関する事とか、支援センターの維持管理に関する事とかというのが、あるわけですよ。利用に関する事とか、維持管理に関する事とかというのは、どういった具体的な内容、そういった安全確保とかそういったものはここに入っていないんですか。

○保育課長

センターを運営するに当たって、お子様と保護者の方が利用される分につきまして、その支援センターの中では、この受託業者さんのほうで今言われる安全管理については、何も法が入っていないのかというお話だろうと思えますけど、利用に関する事、維持管理に関する事、事業の実施に関する事というところで、当然一義的には安全性を保っていただきたいというふうには考えております。

○兼本委員

第15条に、これ利用者の守らなくちゃいけないルールというのがありますよね。その中に指定された部屋以外に立ち入らないことというのがあります、条例で。今の私たちのやり取りの中で出てくるところというのは、部屋以外にすることが何個か入ってますでしょ。お風呂であったりとか、共有の場所であったりとか。これ利用者のほうとしては守らなくちゃいけないというふうになってはいますけども、飯塚市としては、行かないようにするための何かしらの対策っていうのは考えられてあるんですか。

○保育課長

指定された部屋以外に立ち入らないことというふうに利用者の方の遵守事項で条例に記載しておりますが、今言われるようにそういうセンターとしての部屋以外に利用できないような形で、何かこう制限を、他の部屋に行かないように、市として何か制限しているかという、そういう考えがあるかという話だと思いますが、今回の高齢者福祉センターにつきましては、言われましたお風呂の問題とか、共有スペースの問題について、私どもとしては以前も答弁させてもらいましたが、まずは保護者の方が気をつけていただいて、手をつないでいただくことと、あとはそちらのセンターのほうの高齢者福祉センターのほうの管理をされている社協さんなり、高齢者の方にも見守りのほうはご協力いただくというふうな形で考えておりますので、それによって何か、ゲートをお風呂場につけるとか、そういったところは今のところは考えておりませんが、当然高齢者の方も利用しづらくはなってくると思っておりますので、そこについてはお互い協力して子どもさんの安全に努めていくというふうに考えております。

○兼本委員

そこは、運営しているところがまちづくり協議会じゃなかったんですか。

○保育課長

こちらの颯田高齢者福祉センターの運営を受けているのは颯田まちづくり協議会にはなるんですけど、その中で颯田の社会福祉協議会の颯田支所になるんですけど、そちらのほうが、まちづくり協議会からまた受託を受けて、そちらのほうで管理をされているということになっております。

○兼本委員

事前にそこの協議をしたところで、こうしますというのも、今回の条例に対して、ここでやるのであれば、当然、報告があつていいんじゃないかと思っていますし、今の状況でいくと、この第5条、条例、支援センターの利用に関する事で、先ほど課長が安全確保の部分も入っているということであるなら、それは入ってなかったんでしたっけ。先ほどの答弁で言われていませんでしたか。もう一回ちょっと答弁してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:30

再開 13:31

委員会を再開いたします。

○保育課長

すいません。私のほうがちょっと誤って答弁させていただきました。この第5条につきましては指定管理者が行う業務になっておりますので、ここはあくまでも指定管理を行っている街なか子育て広場のことを指しております。ただし委員が言われるように、安全管理につきましては、当然市の責務というふうに考えております。

○兼本委員

そしたら、飯塚市子育て支援センター事業運営委託仕様書の中に飯塚市子育て支援センター条例に定められた支援センターとなっているけども、この支援センター条例は、関係ないってことなんですか。

○保育課長

こちらが子育て支援センター条例の中で、まず第4条のほうで支援センターにおいて行う事業が明記しております。第5条につきましては指定管理者が行う業務という形で明記をしているところがございます。こちらの条例については、当然子育て支援センターの業務も入っております。

○兼本委員

そしたら第3条で、市長は指定管理者に支援センターの管理を行わせることができるってなっているでしょ。だから、もう一回ちょっと言ってもらえませんか。

○保育課長

あくまでもこの指定管理者による管理というのは、今飯塚市が行っている分は街なか子育て広場の部分になります。なのでこの第3条でできるということで、第5条で行う業務というこの街なか子育て広場が行う業務というふうになっております。子育て支援センター、その他の子育て支援センターにつきましてはこの第4条のほうでの事業の内容が記されているところがございます。

○兼本委員

そうなんですか。だって、支援センターの管理は、指定管理者に任せることができるでしょう。ということは、それ以外のところは、飯塚市が直営でやっているってことなんですか、という形でいいんですか。

○保育課長

すみません。子育て支援センターにつきましては市が設置するという形で、委託として受託業者の方に支援センター、子育て支援センターの委託をしているところでございます。街なか子育て広場については、先ほど言いましたように第3条のほうでできるという形で、あるときに第5条で指定管理を行う業務という形をとっているということでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:35

再開 13:36

委員会を再開いたします。

○兼本委員

すみません、分かりました。事業は、任せて、管理は飯塚市がするという事なんですね。そういう形ですよ。だから安全確保は飯塚市がするという事ですよ。そういう事ですよ。安全確保を飯塚市が行いますよ、であるならば、ちょっと飯塚市としてもこういうことをやりますとかいうのをちょっと出していたかないと、僕は賛成するための材料っていうのが、見当たらないんですけども。例えばいついつまでにするんだとか、だから逆に言うと、そういうもとの安全性があるところで業務委託しているわけですよ。ないところで委託しているんですか。あるところで委託しているんじゃないんですか。

○保育課長

子育て支援センターに限らず、当然安全性を確保した上でやっております。で、今回につきましては受託業者の方のほうから、こういう形で安全確認はとれますというふうな9月26日におっしゃられておりましたので、実際現場でされている皆様の意見という形で、私どもはもう大丈夫だという形で市としてはそこで高齢者福祉センターのほうで移転を決めたということでございます。

○兼本委員

どちらにしても、安全性は確保できるようなものが決定してから、出されたほうがよかったんじゃないんですか。もしくは打合せ自体をもうちょっとしっかりやってくべきだったんじゃないかなと思うんですけども。だからこういう問題になっているんじゃないかと思うんですね。やはり今の状況のまんまでは、これでも大丈夫だよという考えの方もいらっしゃると思います。でもこれじゃ駄目だよという考えの方もいらっしゃると思います。ここの委託業者というのは株式会社か何かですか。

○保育課長

こちらの受託をいただいている団体さんについては任意団体であります。

○兼本委員

任意団体というと、サークルとか、そういったところなんですか。

○保育課長

子育て支援に力を入れている任意団体というふうな認識しております。

○兼本委員

結局、代表者、任意団体の代表者がいらっしゃいますと。株式会社とかだったら、例えば取締役会の中で決定しますというのがありますよね。任意団体というのも恐らくそれぞれルールがあるんだと思うんですけども、そこに参加しているスタッフとかでやはり決定事項とかを決めていかなきゃいけないのではないかと思うんですけども、その代表者の方がいいよと言われたと言われましたが、その中で会議や、ちゃんと諮った結果ですかとかいうような話はされてあったんですか。

○保育課長

皆さんで会議で諮って決めましたかというようなことは聞いておりません。あくまでも9月26日に、そちらの代表の方がここでできるという話をされて、ここがいいというふうに言われましたので、私どもは当然信頼関係もございまして、こういう形になるとは思っておりませんでしたので、安全確認についてはそのときにもうとれているものというふうに認識をしておりました。

○兼本委員

それが飯塚市の答えですと。受託業者としてはそうではなかったということは、もうちょっとしっかりと、もうこれどっちもどっちだと思えるんですね。もうそういう話になると、言った、言わんじやないですけども。やっぱり命に関わることですから、しっかりとしたものを、やはり結論があってから先に進むというべきではないかと思うんですよ。なので、受けるか受けないか決まってないところでのというのは、私はちょっと難しいように思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。最初に少ししゃべった上で、お尋ねする流れは、経過が少し分かりにくいところがあるので確認したいと思います。3月4日以降、3月4日以降ね。それから2つ目は、争点というか、論点がどこにあるのか見えにくいのでという点です。3つ目は、仕事を受けておられる皆さんの側は、論点にも関わるんですけども、高齢者福祉センターに入ることを前提で、そのためにはこういう条件整備が必要だというスタンスなのか。それともこういう問題があるのは解決不可能でしょうと。だから、ここでは無理ですということなのかがちょっと分からないのが3点目です。4点目は委員会、今日がもう最後の予定ですけども、あした本会議で採決になるんですけど、この条例は、設置場所を変更する条例改正ですよ。そうするとこの条例改正を行うと具体的にはどういうことになるのかなと。4月1日から引越して、子どもは必ず4月1日は、高齢者福祉センターで受け入れないといけないのかという問題と。それから、それとも関係があるんですけど、5点目は前回の委員会でもどうなのかということ聞いたことがあると思うんですけど、入札が4月、5月にあって、着工が6月の予定というふうに聞いておりますので、そこを前提にするのであれば、条件が整うのであればその方向ということで合意するのであれば、実際の動きは合意が整ってからと、安全対策がきちんとできてからというようなことで、話合いの時間が、市役所の立場から言っても2か月は余裕があるのではないかというふうにも思ったりするんですけど、そのところをお尋ねしたいと思うんですね。

それで、最初に少しお話をしたいと思ったのは、実は颯田は小学校と中学校が別々にもともとありましたよね。これを小中一貫校の第1弾ということかな、こういうふうになったわけですね。これに複合施設化ということで、交流センターも入ってくると。学校の中の1年生から9年生まで相当年齢が離れてますでしょ。だから、児童生徒間の様々な安全確保という点で言えば、教育委員会は、先生が一回一回職員室に戻る時間も大変ということもあったんでしょうけど、子どもを見守るようなスペースをつくって、先生がそこにおられるような設計をしたんですよ。9年生が1年生、もしコツツと意図せずに何かぶつかっただけで、どんなことが起こるか想像がつくと思うんですけど。それともう一つは、学校外の人たちと共有スペースもあつたりしますので、そのために、防火壁もあるでしょうけど、もうここから先は学校ですよと、ここから先は複合施設のほうですよと。だから防犯上というか、安全のために、きちんとしたすみ分けをするんですということ、後に出来上がった後、見に行くんですけど、これどこに行くのかなと。颯田の小中一貫校及び複合施設の中で、やっぱり迷子が出そうな、自分なりにそんな感じなくらいだったんですよ。実はそのこともかなり当時話し合ったんですよ。最終的に合意になっていくんですけど、その中のもう一つ大きな問題は、颯田小中一貫校のほうは

1階、2階を吹き抜けにするっていう案だったんですよ、基本設計は。委員会に出たとき分からなかった。これ1階、2階は吹き抜けですかと。はいと。開放感を取るためですというわけですよ。子どもが落ち、2階からドンと落ちて大けがしない、命に関わるようなことが起こらないような手だては何か考えましたかと聞いたら、子どもが落ちないようにしますということだったんですよ。子どもは必ず落ちるでしょ、これから70年間使うんですよ。何万人という子どもたちがそこで過ごして、延べで言えば。必ず落ちる場合が起こり得るので、落ちても安全なような対策をとれないのであれば、吹き抜けはやめましょうという提案をしたら、嫌ですというのがその当時の教育委員会の答弁だったんですよ。しかし現実には、やめましたね。そのことを思い出しながら聞いたんです。先ほど質疑もあっていましたけど、子どもの命に責任を負えないじゃないですか。大けがして将来に、様々な出来事がマイナスのほうに待っておるような人生を送らせるわけにいかないし、我々だって一生悔いますよ、退職していても、議員を辞めていても。そういった点で言えば何をいうかな、私たちの責任をお互いに果たしていくと、それぞれの責任を。ということが大事じゃないかなと思うんですね。

それでちょっと長々となって申し訳ありません。それで経過なんですけど、3月4日に仕事を受けている方々がつくったのがベースになっているんですかね、今日出された資料は。ちょっと確認します。

○保育課長

委員のおっしゃるとおり、3月4日に懸念事項というのを提出いただいております、それがベースになっております。

○川上委員

そして3日後、3月7日が福祉文教委員会でしたでしょ。そして4日後、あなた方は福祉文教委員会の議論を受けたのだらうと思いますが、市の回答を10日後に渡したことになるよね。そういうことでしょ。

○保育課長

11日に回答しておりますので、1週間後になるかと思えます。

○川上委員

引き算を間違ったわけじゃありませんけど、1週間後と。11日に市が回答書を渡して、そして子育て支援センターの仕事をしながら、3月14日の夕方に持ってきたというのは、夕方ですよと大分言われましたけど、作業の仕方としては、検討の仕方としては、かなりじゃないかなという気がするんですよ。市の回答を検討して、返事を14日の夕方、市役所が1日でも検討できる時間があるようにということで、14日夕方に飛び込んで来たのかなと、飛び込んで来てくれたのかなというふうに思うぐらいですよ。それなのに14日だったから、しかも夕方だったから、1日しかありませんでしたというのは、少し違うかなと。

それで現実的にはこの14日の夕方、これが来まして、どういう検討をしたんですかね、今日までに。

○福祉部次長

すみません、先ほど14日に対応したのが私のほうでしたので、私のほうからお話をちょっとさせていただきます。11日に、まず市のほうが、業者のほうが出してきた心配しておられるものについて対策をとということで、11日にお渡ししました。これでどうかやってもらえないだろうかということで市としてはお渡ししたつもりで、14日はお返事を聞けるというところで、お話に行ったんですけれども、ここに出てきたのがさらにセンター意見というものが出てきました。ですので、これを読んでいただいたらお分かりのとおり、検討希望というような言葉ですので、だったらここをさらにまた対応すれば、一緒にやっていけますよねということ再度確認をしたら、いやちょっと待ってください、もう一回帰って検討させてくださいということだったので、それを待っていたのが今日の午前中でした。それでまだ、さらにその次の

回答が出てないと分からないということだったので、そこら辺はまだちょっと市と向こうの業者との話がうまく通じてなかったのかなど。今日の委員会のところで、こういうふうに要望を一つ一つ懸念事項を潰すことで、できるんじゃないかということで市は受け取っていたんですけど、いや、そうでもないですみたいな感じだったので、再度検討しますということのお返事待ちで、今日来たのが、やっぱりまだ確定はできないというようなお返事を頂いたものでございます。先ほど100%の安全についてはちょっと私も言い過ぎたところがあったと思って反省しています。すみません。ただ一つ一つ、先ほど委員が言われたように、安全については市の回答のところで書いていますけど、いろんな対応をですね、事業者のほうも事業を継続したいと言っていますので、であれば一つ一つ潰して行って、11日の市の回答が不十分だったので、さらにまた出てきているところがあるかと思えますけど、それについては、先ほど言ったように、お風呂では市の職員をちょっと立たせてほしいということだったので、それについても今対応するように考えています。そういった形でちょっと出されたものに対して今、対応しているような状況ではありますけど、きちんとした対応ができるものというふうに考えております。

○川上委員

そうしますと、経過は分かりました。そうじゃないという、そういう経過ではありませんという場面が出てくるかもしれませんが、今の説明は分かりました。

それで、今ボールは、市が持っているという感じなんですかね。ボール、市が回答しなければならぬという局面ですか。

○保育課長

委員のおっしゃるとおり、こちらの受託業者さんがセンター意見等にご覧いただきたくところを、今一つ一つ、内部で調整、打合せをしているところでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:54

再開 14:07

委員会を再開いたします。

○川上委員

今日はまだこの市の回答では――、ということで、まだ協議が必要ですよという言い方をされたという受け止めですか。

○福祉部次長

そうですね、センター意見を改めて、センターというか、子育て支援センターのほうから、再度検討してほしい、この一番右の欄の要望ですね、出された後に、ということはまだ検討していただいたら、うちのほうもまたこれに対応をちゃんとまた考えていけば、福祉センターでもやっていただけるんですねということをお聞きしたら、それもまたみんなで話しますということで持ち帰られて、今日の朝、お電話で頂いていたのは、結局この市の対応が、市が対応していけばいいんですねということに対して、いやまだ対応されるかどうか分からないので、はっきりとしたお答えはできません、だけど事業は継続したいですよというふうなお話でした。

○川上委員

そうすると、飯塚市は事業をやっている方々に、返事をする番だということですかね。それとも、もう一回協議をしましょうということになるんですかね。

○保育課長

こちらの3月14日に頂いたこのセンター意見のところを、飯塚市のほうで今から回答を準備して、回答して、早急に回答していきたいというふうに考えております。

○川上委員

回答し、協議を継続していく必要があるでしょ。それでも皆さんは、4月1日には、というお尻を決めているじゃないですか、時間的な。そういう4月1日を前提にした協議ということに今なっているでしょ。ちょっと確認をしてください。

○保育課長

今現在といたしましては、4月1日に向けて協議を行って、何とか間に合わせたいというふうに考えております。

○川上委員

今世界中で、日本でも大人のせいで、子どもが命を奪われたり、餓死したり、非常に危険な目に遭わされたりということが起こっているわけですよ。今この事業を担っていただいている方と、責任を負っている飯塚市と、私たち議会も、大人が一致しているところはないのかというと、子どもの命と安全を守るために必死ですという点では一致しているじゃないですか。その姿をやっぱり子どもたちに、受け止めてもらうような局面というのは、そこを利用する子どもたち、した子どもたち、これから利用するかもしれない子どもたちにも分かってもらえるような、仕事の仕方を、大人はしないといけないと思うんだけど、その点でいうと、論点整理、それから高齢者福祉センターに入居前提の協議というところまで、まだ行っていないようなので、慌てるとね、急ぐと危険ではないかなという気がするんですよ。それから言うと、先ほどのこういう大きな柱で聞きますと言ったうちの条例の設置場所を変更する議案、欠けているわけですよ。私たちも、これを否決したらどういう意味を持つのか、可決したらどういう意味を持つのかというのがあるんだけど、この条例を可決する意味、否決する意味は、子どもの安全のために一致して大人が頑張ろうというための協議を継続する上で何か矛盾があるんですか。しないということが、設置場所を今のままにしておくということが、何か問題がありますかということを知っているわけです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:12

再開 14:13

委員会を再開いたします。

○保育課長

今のはこの条例を何としても通さないといけないのかというようなご質問だったかと思うんですけど、私どものほうとしても、もう昨年から準備のほうをずっとやってきております。で、今回、懸念事項を出していただいて、その分についても、私たちも一つ一つ不安を解消するために検討を行ってございまして、最初に一番不安ということと言われておりましたお風呂についても、今福祉部の中では最初に職員の配置、1人をちょっとお風呂場のところに配置して、状況を見るということでの検討については今行っているところであります。できる限りのことは当然、安全管理のためにやっていきたいと思っておりますので、今回この議案についてはよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

○川上委員

そういう態度で事業やっただいただいている方に接しているわけですか。私の質問は何でしたかね。全然答えてないでしょ。自分たちはもう決めたんだから理解してくれ、従ってくれというのを議会に向かって言っているわけよ。質問に答えてください。

○福祉部次長

子どもさんたちのために居場所、子育て支援センターを継続していくために、今できることとして、保育課のほうでは、9月から準備をして、継続して4月以降も子どもさんたちが、来られる、来ていただける場所をということで、協議を重ねて、歩いて来られる方もいらっしやると、そういった話もあったのでということで、福祉センターがいいということ、言った、

言わないって言うこと言われますので、ちょっとあれですけど、そこで場所を決めました。その後、スタッフ、受注者のほうの不安の声というのが3月まで届いていなかったという点は、本当にすごく反省をしているところでございます。しかしながら、何度も申し上げていますようにお風呂についてはちょっと職員を配置してほしいということ。開いてない日は鍵をお風呂のほうにつけていただいたりとか、福祉センターのほうでも子どもさんたちを迎えるための準備を協力的に今までやってきてもらっております。壊れた物とかも片づけをしていこうとか、危ない物については、できるものは片づけていこうということで、細かいところがまだできていないのでそういった点はございますけど、一つ一つ子どもさんたちを迎え入れるために今やっておりますので、今回この議案のほうを上程している状況でございます。

○川上委員

だから、この条例が否決されてしまうと、現状どおりの設置場所となるでしょう。そしたら、この子ども子育て支援事業ができなくなるんですかという趣旨のことを聞いたんですよ。どんな不都合があるのかということ聞いたわけ。

○保育課長

この議案が否決された場合につきましては、事業の継続については最大で5月までというふうに考えております。こちらについては6月以降に颯田交流センター別館の改修工事が始まるということで、最大でも5月までという形になります。ただし今現在のところ、この颯田交流センター別館については、昨年の中での打合せの中で受託業者の方がもう4月以降1年間は、もう移転先で事業を行いたいということでしたので、こちらのほうの光熱水費等の予算につきましては計上しておりませんので、また別途こちらのほうの協議等も必要になってくるというふうに考えております。

○川上委員

今のお話は、今回条例改正で場所を高齢者福祉センターにしなくても、当分の間は、2か月ぐらいは現在のとおりの事業ができると。そのためのお金は要りますよということをおっしゃっているんですよ。そのぐらいのお金はありますよ。それで、これ保育課が矢面に立っているわけだけど、実は本当は市民協働部ですよ。まちづくり推進課じゃないですか。ここが子どもたちのための事業をやっていることを承知の上で、3億5千万円をかけて大規模改修するというわけですよ。そしたら、事業の主管はここでしょう。そしたら中でいろんな事業が行われているとすれば、そこが円満に、適切に別のところでできるというように考えて、皆さんとも協議したと思うわけですよ。それがとりわけ子どもに関わることで、なかなか予定どおりにはいかないということもありますよ。こういうときに、子どもにしろ寄せを最終的に持たせようとするのかどうかという大人の考え方というか、市役所の考え方というか。そしたら、事業を主管している側がこういう問題があるんだったら、事業主体としてこう考えるというのを持っておかなければならないですよ。そうしないと先ほど言ったように、子どものためにという点では一致している者同士が、何というか、結局は子どものためにならんことをしてしまいかねない局面に今あるでしょう。だから、課長が今言われたような、時間的なことが少し余裕があるという、お金のことは全く気にしなくていいですよ、何億円というお金がいるというんだったら別ですけど。だから、そういうスタンスで市民協働部、まちづくり推進課とも協議ができるように、もう出ていってしまったけど、市長とかがね、副市長がおられるので、話をしてね、市民協働部はどっちが担当ですか、副市長は。

○藤江副市長

市民協働部も私が担当です。

○川上委員

ちょうどいいじゃないですか。ここはもう藤江副市長が一肌脱いで、市長とも連携とって、場合によっては着工をずらすというようなことも、そういう決断をしなくちゃいけない局面に

今あるんじゃないんですか。そう考えれば、本議会で、3月定例会で、あるいは今日の福祉文教委員会で、無理に、とにかくずっとやってきたんですからというようなことで、お願いしなすというような態度をとる必要はなくて、皆さんのほうで一遍取り下げると、この議案を、という選択肢もあるわけですよ。議会が否決するという方法もありますよ。何かそういうようなことを考えられたらどうですかね。藤江副市長のほうで、武井市長とそれぐらいの話を、戻ってみるんですよ。すぐしたらどうですか。取り下げるか、否決してもらうか。市民協働部長、あるいはまちづくり推進課長、立食パーティーばかりやっている暇ないですよ。そういうふうにとっとすぐ段取りをとって話し合いをすることはできないですか。

○藤江副市長

質問委員がおっしゃっていることも1つかと思います。しかしながら、颯田交流センター別館を利用しているのは、子育て支援センターだけではなく、地域のイベントや会議、サークル団体により利用いただいているところもございます。別館を利用いただいているサークルは現在6のサークルであり、各サークルとも月に4回ご利用いただいている状況でございます。延期をするとするとその方たちやご利用いただいているほかの市民の皆様にも影響がございますので、今回颯田高齢者福祉センターへの移転ができないことをもって工事を延期することは考えておりません。

○川上委員

工事延期って必ず決める必要はないんですよ。市民協働部、まちづくり推進課にこっちが改修工事の主管だからですね。そこと話し合いをしたらどうかということを行っているわけじゃないですか。6つのサークルの人たちも、自分たちがサークル活動を早く新しいところをしたいから、子どもの安全がよく分からなくて、大人がもめている中で、とにかく着工だと。セメントの用意はしたというようなことじゃ困るでしょう。そういうことを言っているわけですよ。だから、しかも藤江副市長がこの福祉部のほうも市民協働部のほうも担当しているというんだったら、責任は重いですよ。だから工事を延期できない、したくない、それはしたくないかもしれないですよ、予算も計上しているんだから。もう資材の手当てもやっているでしょう。入札に参加しようと思うところは。どんどん資材が上がるんだから。しかしそのことと子どもの安全との関係で見切り発車をするかと、飯塚市は、藤江副市長は、ということが問われているんじゃないんですか。だから、武井市長や小川部長とすぐ話をして、事態が打開できないのかと。子育て関係ではもう対応できないという局面に来ているんじゃないんですか、少なくともあしたまでには。このとき何のために部長職があるのか、わざわざ1人だった副市長を2人にして、藤江さん、副市長に来てもらったんですよ。こういうときに仕事をするのが藤江さんの仕事じゃないんですか。いや決まっていますからとかさ、私がそこに座っといたらしますよ、座る気ないけど。そこに座る者の責任ですよ。だから工事を延期するつもりはないとか、それ以前の問題があるんだから。日高課長頑張ってねぐらいでは、これはもう事態が打開できないことはもう分かったじゃないですか。信頼関係がもうないんですから。議会からも何というかな、態度を指摘されているじゃないですか。議会というか私からですけど。だからこれはもう市長と副市長と、藤江副市長と福祉部長もあるでしょうけど、とりわけ市民協働部長、それからまちづくり推進課長と話しすれば、事態の打開が相当できるんじゃないんですか。延ばしませんという答弁じゃなくて、せつかくそういうことを言うんだったら、すぐ市長と相談しましょうと。あなたね、大体5月2日の日ね、いきなり片峯市長から――。

○委員長

川上委員、あなたとかさんではなく、役職でお願いいたします。

○川上委員

大体、藤江副市長は、5月2日、前片峯市長からいきなり呼び出されて――。

○委員長

川上委員、質問でお願いいたします。

○川上委員

急遽対応していったわけでしょ、STEAM教育。そして午後から、武井当時教育長ともばたばたあったじゃないですか。急転直下の話ですよ。そういうことができるんだから、そういうときは、その能力を発揮するのは今じゃないんですか。

○委員長

質問委員に申し上げます。ただいまの質疑の内容については、本議案に対する質疑の範囲を超えた内容になっておりますので、本議案審査の範囲での質疑をお願いいたします。

○川上委員

いや副市長に決意を促しているんですよ。ちょっともう一度答弁してください。

○福祉部次長

すみません。今回、この福祉センターを新しく子育て支援センターの場所として設置する条例については、ここが安全ということは今ご審議をいただいているということで、受託業者のほうから具体的なこういう不安材料、懸念材料を挙げていただいていますので、それについて今保育課が一つ一つ不安がなくなるように、安全に子どもさんたちを迎え入れられるようにということで、今回、資料等もお出ししております。特に一番最初にお話があったお風呂等については、開所日について職員を置いてみたらというふうなことについても対応を考えているところで、安心安全にもうできる限りの努力はしていきたいということで、今回、今現在、保育課のほうでしっかりと協議をしているところでございます。

○川上委員

なぜ質問したことに答えられないのかなというのをさっきからずっと課長との関係でも思うんですけど、今副市長に質問したんですよ。答弁できないんだったら答弁できないぐらい、手挙げて言ったらどうですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:30

再開 14:47

委員会を再開いたします。

○川上委員

武井市長が戻ってみえたので、改めてお話しするところがあるんですけど、子育て支援事業をされている方々、それから飯塚市の子育て担当の部署はどこで一致しているかということ、子どもの安全を確保しながら支援事業がきちんとできることに力を尽くしたいという点で一致している。議会の側もこの間の質問のスタンスからいえば、各委員ですね、そのことにつき一致していると思うんですよ。一方で、どこが不一致なのかということ考えた場合、2つある感じなんです。1つは、ディテールのところで、詳細、子どもの安全を確保する詳細のところで、意見の一致が見えない。最初から言えば、昨年の秋以降からずっとこの問題が続いているわけですから、言いたいことはいろいろあるんでしょうけど、結果において、ディテールについて一致してないというのが1つ。そのことによってですね、高齢者福祉センターで事業を新年でやるかどうかについても、事業を受けていただいている方々の間では、決断がつかないという局面に今なっているわけですね。一方で、合意形成を図ろうという努力をお互いにされているわけだけど、議会も努力しているわけだけど、これが条例改正、今から議決をする局面、本委員会でも、また明日、本会議で討論の後に議決をする局面になっている段階で、慌てて、ばたばたと子どもの安全の対策について、こうです、ああです、そうなったら私たちのほうで一方的にやりますとか、もうやめましたとか、そういう議論をするわけにいかないなというふうに思っていたわけですよ。この局面で。そうしましたらね、この条例改正をせずに、現状のま

ま、子育て支援事業をやる時間は、4月と5月までありそうですというのが答弁なんですよ。もちろん、入札行為とかはね、あるかもしれませんが、今日、あるいは明日までの段階で、慌てて、継ぎはぎの合意を、これは私の言葉ですけど、やるよりは、きちんとテーブルに着いて、市長も責任を負う形で、万全を尽くすのは大人の責任ではないかというふうに思うわけです。そして3番目なんですけど、一方でよく考えてみると、福祉部がこのサンシャインを大規模改修するわけではないわけです。市民協働部がするわけですね。まちづくり推進課が主管課になるわけでしょう。自分が担当しているところの大規模改修の公共施設で子育て支援事業があって、適切に移転ができなければ大規模改修ができないと分かっていたわけですから、それが上手くいくと書いていたかどうか分かりませんが、今の段階で、難しい局面が現に生じているわけですから、入札の時期の問題とか、工事の着工の問題とか、市民協働部とも福祉部は協議する必要があるんじゃないかと。むしろ市民協働部のほうが、責任持った対応をしないといけないんじゃないかというふうに思うわけです。武井市長がおられない間に聞いてみると、子どものほうの責任も藤江美奈副市長の担当です。一方で、穎田サンシャインの建て替えというか、そちらのほうも自分自身だとおっしゃるので、そうであればなおのこと、責任が重いんじゃないかと。個々個々に至っていますので、藤江副市長で取り仕切るというわけにいかないでしょうから、武井市長が、ここは市長らしく責任を持つ形で、協議を急いでされたらどうかというふうに思ったわけです。大体今日までにやっていってしかるべきだと思うけど、やってなさそうなので、今からでもそれをやったらどうですか。というのが最初の質問です。

○武井市長

まず公務の関係で少し、福祉文教委員会の席を外しまして申し訳ございませんでした。内容は今、川上委員のほうから今までの経緯等もちょっとお聞きしましたし、先ほど帰ってきて、次長、部長とでね、お話を聞いたところでございます。まずは現在の子育て支援センターの契約を受けていただいている受託先のほうが、契約としては、引き続き受けたいという意向を示していただいて、再確認ができて、大変ありがたく思っているところでございます。その中で、御承知のように、福祉文教委員会、本当直前ぐらいからですね、受託先のほうから懸念される事項が提示されまして、そのことが今、早急に解消に向けて、お互いで話し合いをしているところでございます。飯塚市としては、安全管理あるいは衛生管理の面、しっかり留意をしながらですね、今、詰めていっている懸案事項について、取り急ぎ解決に向けて、取り組ませていただいて、ぜひ、予定どおりやらせていただきたいということが私の考えでございます。

○川上委員

武井市長がおられない間に、穎田小中一貫校の基本設計、それから完成に至る経過のことで、子どもの安全に関わることを少しお話ししたんですよ。そのとき武井市長はどういう関わりにおられましたかね、学校におられましたか。

○委員長

質問委員に申し上げます。ただいまの質疑の内容に関しては、本議案に対する質疑の範囲を超えた内容になっておりますので、本議案審査の範囲内での質疑をお願いいたします。

○川上委員

きちんとした質問をする上では、市長がその当時現場におられたかどうかというのは意味がちょっとあるんで、聞いたわけですよ。だから、質問に関わりがないことはないんです。委員長、答弁を求めてもらえますか。

○委員長

川上委員、次の質問に進めてください。

○川上委員

どこにおられようとも御存じのことと思いますが、穎田小中一貫校は、1年生から9年生ま

で年の相当離れた子どもたちが、飯塚市内では一緒に建物を過ごすということで、どんなことが起こるか分からない面は確かにあって、だから先生たちが一々、休憩時間に職員室まで戻って、また行っていると、子どもたち同士でどうということが起こるか、見守りというのは要るということで、そういう休憩所を設けていますよね、スペースをね。そういう努力もしたし、それから複合施設ということで、学校施設とは別の施設がひっついていて、動線も本来は動けるようになっていくわけですよ。しかし、オープンであるべきところとクローズであるべきところがあって、そういう工夫もしたわけですね。もう一つ言いたいのは、先ほど言ったんですけど、小中一貫校は、基本設計において吹き抜けだったんですよ。1階2階。大人でも子どもでもそこから落ちると大けがするか命を失うかもしれないという心配を私は持ったわけですよ。それで、教育委員会でしょ、そのときの相手は。子どもがもし落ちて大けがしないという仕組みは何か作っているのかと言ったら、子どもは落ちませんというのが仕組みだったんですね。これから何十年も使い、この学校を毎日毎日子どもたちが過ごしていくことを考えていけば、何万人でできかな、延べで、それだけのリスクが吹き抜けの場合、あるわけです。市長も分かると思いますけど、子どもは探検が好きですからね。危険なところ、危険なところ行って、危険なことをしたくなるわけですよ。みんながそうじゃないかもしれないけど。まさかということが起きるわけですよ。だけど、当時の教育委員会は、何の問題がありますかということでした。後に、これは設計会社が思いつきで吹き抜けでやってみようと思ったわけではなくて、教育委員会が開放的な設計をしてくれということ、求めておったということが分かりました。行政の側から設計のほうに求めなければ、考えてみれば、そういう設計はなかなかしないと思います。そういうやり取りの後に、気がついたら、吹き抜けをやめていたんですよ。だから、転落のしようがないわけですよ。吹き抜けからという意味では。これは、その点について言えば、100%安全を確保しているわけですよ。先ほどから100%は目指しますけど、必ずできるわけではありません。親の責任ですというようなこともあったけど、こういう議論をしている中で、今日とかあしたとか、条例改正案を採決しなければならないということで、果たして大人の責任は問えるかと。ここまで考えたら、武井市長の先ほどの答弁が、いかに子どもの命を、大事にしてないかなと。あれこれもう段取りが決まっているから、何とかなるでしょう、してくださいよみたいなふう聞こえるわけですよ。ですから、その段取りのほうを、話し合っ、様々な調整を行い合意形成を図ろうとすれば、武井市長の責任あるいは藤江副市長の責任でなければ、できないんじゃないかと。STEAM教育のときには麻生情報システムとかダイワボウとかさ、1日のうちにもう話をつけてしまうようなことができたわけですから、それと全然レベルの違う話を今してるわけですね、真剣にやってもらったらどうかと思うわけですよ。ちょっと答弁を求めます。

○武井市長

繰り返しになって恐縮でございますけれども、先ほど来、課長、次長、部長、副市長、話の趣旨の中で一貫しておったと思いますが、契約については受けていきたいということで、受託先のほうから申入れをいただいております、そしてここに来て本当に細かい安全管理や衛生管理に関わる部分の提案事項、今もう本当に早急にお互いに話し合いをしているところでございます。ぜひ、しっかり、これから私ども、早急にやらせていただいております、予定をしておりますとおりに、当然、子どもたちがしっかりと子育て支援センターで充実した支援が受けられるように、頑張っ、まいりますので、ご理解を賜ればと思うところでございます。

○川上委員

ほかのことでもなかなか理解しがたいんだけど、子どもの安全の問題で、現実に、子どもを預かって、預かるというか、保護者と一緒に、子どもの支援、サポートをして、さようならというまで、安全と命に責任を負う立場なんですよ。この問題について、私は、武井市長が、何だかよく分かんないけど頑張りますみたいなことで、私は、議会は、ああそうですかとは言え

ないんじゃないかと。しかも議会としてはこの条例を可決するか否決するかというのが問われているわけだけど、否決しても子どもの子育ての支援事業に不都合は当分の間ないということも分かったので、議会が否決するかもしれませんが、よく話し合っ、市長のほうで、一旦取り下げて、合意が形成された段階で議案を出す。福祉の問題で子どものために一生懸命頑張っている人たちが、心配だと言っているのを押し切っ、議案を出すとかいうのはちょっとあり得ないと思うわけです。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博文委員

1点確認させてください。この受託業者の方は6年度の4月から3年間の契約になるのか、この受託業者とは、いつ、契約なり、そういうことが行われたか、その時期の確認をちょっとお願いいたします。

○保育課長

今回のこの子育て支援センター事業運営の委託につきましては、令和6年度から3年間で委託期間となっております。契約をいたしましたのは令和5年12月7日でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、少しだけ確認させてください。前回の福祉文教委員会で、すみません、私のほうからですね、ちょっとその時点では判断がちょっとつきかねるということで、非常に、タイトなスケジュールの中、またちょっと設定を、決めていただいた経緯はあるんですが、そのときですね、ちょっと私のほうで判断ができかねるというふうなことで思ったのは、執行部の答弁の中で、実際に今回のこの議案が可決された場合に、事業者のほうはきちんと事業をやっているんでしょかというふうにならないうちにちょっとお聞きしたときに、それはちょっと分かりませんというふうな答弁があったかと思うんですね。なので、その形だとちょっとさすがにですね、判断ができないということで、再度、協議をしてほしいということで、その中で先ほど答弁あっていましたけど、11日なり14日なりにですね、そういったちょっと対応のほうをいただいているかと思うんですけど、実際にその中で、前回の7日のときにはちょっとどうなるか分からないというふうなところだったんですけど、今ちょっといろいろと答弁のほうがあつていましたけど、その後、実際にそちらの業者の方とお会いしてお話する中で、7日以前の感触と実際にその後ですね、今回話合われている感触の違いっていうのはありますか。

○保育課長

3月7日時点ではですね、まず3月4日にお会いしたときには、現状ではちょっと頼田高齢者福祉センターではできませんということで懸案事項を持って来られておりました。11日に回答させていただいたときには、最初はありがたいございましたということでしたけど、やはり来られた方だけでは判断がつかないんで持って帰りますということで、また14日に来ていただいたときには、回答に対するまた受託業者さんのほうのご意見を頂いております。そういう話の中で私どもとしてはですね、ここのご意見また追加のご意見等を全てクリアをすれば、受託していただけるものというふう考えております。

○永末委員

その中で11日にですね、11日に市のほうから、資料を提出して、14日になってまたそれに付け加えたさらなる要望なり質問なりが来ていて、今、資料として上がっているかと思うんですけど、今課長のほうから答弁がありましたけど、その辺り、かなり細かくですね、具体的に駐車場についてとかですね、浴場についてとか、ロビーについてとかですね、支援センターのことについてとかということで、それぞれ項目が上がっていて、かなり具体的に上がっ

ているかと思うんですけど、それに対する事業者の方からの質問事項なり要望事項なりというのが幾つか出てきているんですけど、この辺りを見られて、今の市のほうの感触というのはどういうふうな感触を持たれているんでしょう。もうこれはちょっとここまでは歩み寄れないというふうな感触を持たれているのか、それともこういった要望であれば十分に検討できるというふうに考えられているのか、その辺りをちょっと教えてもらえますか。

○保育課長

この14日の資料、皆様見られているかと思えますけど、基本的に私どもができる範囲のことは当然しますし、あとはお話し合いをちょっとしながらでも、受託業者の方に、こういうやり方をすればやれるんじゃないかとかいう提案等もさせていただきながら、やっていこうと思っておりますので、基本的には私たちはここに書いてあるところについてはクリアできるものというふうに考えております。

○永末委員

実際にですね、漠然とした状態でやるのか、やらないのかということで、多分言っている段階ではなく、もう既にですね、お互いにやり取りしながら、ここをこうしてもらえればやれますよというふうなところが具体的なものとして出てきているので、そこはかなり前回とはですね、大分イメージが違うなというふうな感触は受けておるんですけど、とはいってもですね、実際に私、今日の段階で、ある程度ですね、それこそ合意をして、合意署名もできましたというふうなところまで、ちょっと正直期待はしていましたけど、ちょっとそこには至ってないということで、確かに日程もですね、今聞いていますと、かなり厳しい日程でもありましたんで、そこまで至って、現状では至ってないのかなというふうに思うんですけど。今の、すみません、担当の副市長、藤江副市長のほうに答弁いただきたいんですけど、担当部署のほうからは、ある程度、こちらの今挙がっている具体的な懸案事項についてはしっかりと対応できるというふうな回答がありましたけど、ぜひ副市長のほうからもですね、その辺り、担当の副市長として、しっかりとした確約じゃないんですけど、ここについてはしっかりとやっていくので、その安全面もですね、可能な限り対応していくということで、ぜひとも所管の副市長としてご答弁いただければと思うんですけどいかがでしょうか。

○藤江副市長

これまでもいろんなご意見を頂きまして、私どもも対応についてご説明させていただいてまいりました。やはり、何度も繰り返しになりますが、1番に考えなくてはならないのは、子育て支援センターを利用されるお子様方、そして保護者の皆様のことであるという認識は、受託事業者の方、私ども、また議員の皆様も共通であると認識しております。受託事業者の方からは、事業継続の意思を確認しております。その上で、受託事業者の方が事業を行う上の懸案事項を、このように頂いております。この懸案事項につきましては、子どもたちの安心安全な居場所を確保できるように、引き続き、協議を進めてまいります。

○永末委員

もう実際ですね、もうその交渉の当事者である市の方のご答弁というのを、私たちも信頼するしかないと思いますので、しっかりとその辺り取り組んでいただきたいと思うんですけど、最後1点だけですね、ちょっとお話しさせていただきたいのが、そもそもやっぱり移転先ですね、こちらのセンターのほうの中の状態というのが、やっぱりそもそもですね、現状としてこれだけの問題が、移転する、しないにかかわらずですね、出てきているというのは、やっぱり福祉センターですかね、この颯田の福祉センターの状況というの、これを機にですね、これだけの状況になっているというの、ある程度、本来的にはですね、事前にしっかりと把握していただきたいんですけど、そういったところも見えてきている部分があると思いますので、ぜひ市長、今後ですね、こちらの颯田の福祉センターの在り方というの、しっかりとご検討いただきたいと思います。颯田地区のですね、懸案事項であるということも住民の

方からしっかり伺っていますので、この辺りですね、今回を機にしっかりと前向きな検討をしていただきたいと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

すみません、私も確認させていただきたいんですけど、仮に、この議案が通りましたとなったときなんですけど、まず市としては、ここで、この場所でやっていくという協議が一旦されると思います。事業者としては、それで話を進めた上で、最終的にやっぱりここではできないという判断になった場合、事業者側の立場で、新しいところのカードを持っていてもいいのか、それともそもそもそのカードは新しい場所では、やはり、考えてないよというところなんですけど、本市の今の考えをお聞かせ願います。それはすみません、協議段階でポンと出てくるものなのか、最初からちょっと持っていていいものなのかというので、事業者側も協議する上で、それがあつたのとないのではちょっと、何か変に期待してしまうということもあると思うので、もし決まっているのであれば、教えていただければと思います。

○福祉部次長

まず、私たち、市といたしましては、この福祉センターでやれるというところで今考えております。ただその上で、お風呂の開所日にちょっと職員を配置してというところを今考えてますんで、その中で実際に、利用開始した中での不都合が本当に大きなものがあつた場合等ですね、そういったときには再度検討することもあるとは考えておりますけれども、今のところはここで、1年間ですけれども、やっていただきたいというふうには考えております。

○藤堂委員

はい、ありがとうございます。もう一点確認させていただきたいんですけど、仮に、受託者側がここではできないとなつた場合、本市としては、颯田の社協でできると判断するというので、ここでやることに関しては安全性を保つてできると、本市としては思っているということよろしいですか。私としては市役所とか公のところってですね、リスク管理とかそこら辺はしっかり僕はできていると認識をしているので、その方がここでできると言うのは一定の信頼があると思つているので、そこだけちょっとお聞かせ願えればと思います。

○保育課長

今ご質問いただいたそういったリスクについてですね、こういった形で現場での経験をされている方の細かいところまで、細部まで上げていただいておりますので、これをクリアするというので、安全管理についてはクリアできているものというふうに考えております。

○藤堂委員

すみません、子どもの安全が第1というところで進めていただければと思う中で、今協議がされている段階だと思つています。中身だけ見ると、撤去してくれるんだつたら、引き続きお願いしますみたいな前向きな文言もあるので、ぜひ、当事者を置き去りにしないような形で結論を導き出していただければと思うのが1点と、仮に、僕ちょっと見に行つたんですけど、見に行つた側として、3歳の息子と1歳の息子を社協に連れて行こうかなあと勝手に想像したときに、確かにストーブとか怖いな、壁に突っ込んだら怖いなみたいなところも思つましたし、階段とかはどこも危ないんで、正直それを言つたらどうしようもないなと思うんですけど、そう考える方々もいらつしゃると思いますが、僕としては、連れていつている手前、僕の意見ですね、ある程度、僕も責任を持って連れていつているので、そこで何かあつた場合に、絶対市が悪いんだみたいな、そういう受託業者が悪いんだ、みたいなところは、僕はですね、そんな責めるようなことは、今のところ考えてはないんですけど、やっぱり子どもの安全というところを考えると、お互い多分プロだと思つるので、しっかり協議していただければなと思つています。すみません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

すみません。先ほどの副市長の答弁と、次長の答弁とちょっと違うんじゃないかと思ったんですけど、私が質問したときは、受託業者はここでやってくれるという理解の下、これだけの要望の文言を出したけれども、まだ考えさせてくださいという話ではなかったんですか。副市長が言われるのは、もう決まったみたいな話だったんですけども、そうなんですか。まだ決まってないんじゃないんですか、やるかどうかも決まってないんじゃないんですか。違うんですか。

○福祉部次長

すみません。そうですね、やるというのは、この子育て支援センターの運営の事業は継続したいということを、事業者側は言っているということです。場所とかではなくて、子育て支援センターの事業を、今請け負っておりますけれども、福祉センターだったら自分たちは絶対やらないとか、そういったことは一切言われていないので、そのテーブルの上でこういった要望を出されて来られる中で、これを対応していくことで、子育て支援センターという事業自体の委託は今後も続けていきたいということは、はっきり確約がとれておりますので、それに向けて、福祉センターでもそれが続けられるように、1つずつ懸念事項を潰していこうというところで、ご答弁させていただいております。

○兼本委員

そうすると、まだ、例えばこれ以外のものが後から出てくるかもしれないということなんです。事業者のほうの意見はこれで終わりなんです。その辺ははっきりされてあるんですか。これがクリアできたら、ここで事業しますよというのは、話の中で出てきたんですか。それともまだ分からないのか、どちらなんです。

○福祉部次長

私どもはそういった意図で、この回答を出されてあるということで、要は、さらにこうしてくださいとか、検討してくださいとかいうような意見を頂いたので、これができたらできますねということを確認したら、そのときには代表の方が2人で来られてあったので、みんなで話合いたいということでしたので、14日には回答をもらえませんでした。なので、今日18日の午前中に聞いたのは、今、さらに言ってきた意見に対しての回答がない段階では、返事ができませんということ、だけど事業としてはやりたいですというこの2点を確認しております。ですので、今度、市がまたこれに対して対応策、4日の意見について11日に出したように、これについて、また、対応はお伝えしていこうと思っておりますし、また追加はあるんですかということについてなんですけれども、事業をやっている中で、ここをこうしたほうがいいよねというような意見がありましたら、市はいつでもそれには対応していきたいと思っておりますので、実際に事業を開始したところで、さらにこういった問題があるよとか、そういったことは、現場の意見としてしっかりと上げてもらって、風通しがいい関係を、今後、しっかりと築いていけたらと考えております。

○兼本委員

もともと当初は、最初の受注契約の段階ではここに移るという話もされてあったわけでしょう。それが最初の1年間は市が指定する場所でしたっけ、何でしたっけ、なんかの条件がありましたよね。上記以外の場所で履行予定ということでしたよね。今回ちょっとこのような問題が、僕は一つ不思議に思うのが、何でこの時点でそういう問題を、今頃になってこんな細かい問題が出てきたのか。なおかつもう一点、本当にここでやってくれるんですかという話をされましたか。それがあってからの条件じゃないんですか。ここでいいですかで、今回の話もそうなんですけども、この2日間のうちにこういう問題が出ました。これからクリアしたらここでやっ

ていただけるんですかと聞かれましたか。

○福祉部次長

そういうふうにお伺いしました。14日の日に、再度出てきたセンター意見に対して対応ができればやっていけるんですねということでお話をしたら、いやまたもう一回みんなで話合いますということだったので、それを待っていたのが18日で、今日の午前中は、またこれに対しての市の対応を聞かせてくださいということと言われてありますということです。

○兼本委員

副市長が言われたのは、もう大前提、この業者がやってくれるという話のように僕は聞こえたんですね、副市長の先ほどの答弁では。今の次長の答弁はまだ分からないという話じゃないですか。違いますか。ここでこれだけこの条件を通したらやってもらえるんですか、やりますという答えをここに持ってくるんだったら分かりますけども、その答えがないわけでしょ。今分かりませんというお答えでしょ、正確な答えは違いますか。答弁で言うならば。今の現状、ここが受けるかどうかまだ分からないというのが本来の答弁じゃないのかなと思うんですけど。なぜ副市長はここがやるんだっていう、何かしら理由があって言われているんであったらその部分をちょっと教えていただければと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:26

再開 15:27

委員会を再開いたします。

○藤江副市長

私は受託事業者の方から、先ほど質問委員、ほかの質問委員からもございましたが、この子育て支援センターの受託業務について、この子育て支援センターのこの業務について、事業継続の意思を伺って確認しております。そして、今この6年度につきましては場所について、穎田高齢者福祉センターでの実施について今協議いただいているところでございますが、実施に向けて懸案事項をこのようにたくさん挙げていただきまして、そして先ほど次長も答弁いたしましたとおり、11日の後こちらの回答の上では、この点は、ありがとうございます。また違う点の懸案事項を挙げていただいているので、実施に向けての懸案事項を挙げていただいているものと認識しております。そのように答弁させていただきました。

○兼本委員

いや認識しておりますというのは事実なのか、事実じゃないのかと、私は話聞いていて。これ、こここの場所で受けますよという話で議決するわけでしょ、今から。ただこの場所だけを、条例ですから場所だけ決めるんでしょうけども、例えば、じゃあここが、ここが受けなかった場合にどうなるんですか。

○藤江副市長

受託事業者の方から事業継続の意思につきまして私が直接お話しは伺っておりませんが、担当のほうから事業継続の意思は確認しましたということで報告を受けておりましたので、そのようにお伝えさせていただきました。またこのように懸念事項を挙げていただいているということは、実施に向けて前向きにお互いに協議をしていくということだと考えております。

○兼本委員

だからそれが決定してから議案って上げるもんじゃないんですか。ということ为先ほどから私どもは申しているつもりなんです。

○藤江副市長

この議案につきまして、上程させていただいた段階で、私どもは、少し担当と受託事業者様と意思疎通ができていなかったところ、こちら私どもの反省点でもございます。しかしながら、

この議案を上程させていただいた時点では、もうこの4月1日からの開所に向けて準備を進めておりましたので、このまま進められると考えて上程をさせていただいたところでございます。上程させていただいた中で、実際に実施するに当たって、このように懸案事項を頂きましたので、それを一つ一つ、協議しながら改善していきたいと考えているところでございます。

○福祉部次長

ご心配いただいている点につきましては、私が直接事業者の方とお会いしたときにも、福祉センターだったら絶対しないのかどうかということを知ったら、そこは、そうです、福祉センターではしませんとは言われたいんですよね。そしてその上でこの懸念事項を出されるということは、その懸念事項に対して市がしっかりと対応してくださいというふうに考えております。福祉センターではもう絶対にしないという意味があるのかということ、逆にそちらは確認しました。それについて、福祉センターでは絶対しないとは言われておりません。

○兼本委員

絶対しないとは言われてないけど、絶対するとも言われてないわけでしょ。ということは、何十%の確率かで、ここがやらないということもあるわけですよ。やらないと、もしなつたときにはどうするんですか。場所を決定して、結局そこから、結局副市長は4月1日から行いたいわけでしょう、ここの新たな場所で。それができなくなるということも今の現状じゃ考えられるんじゃないのですかというふうに僕は思います。だって100%、ここで行いますという返事は頂いてないわけでしょ。そこを聞きたいんですよ。100%ここでやるんですよ、やるためにこういうこの安全面、衛生面をクリアしていただければ、ここでやるんですよというような話なのかどうかということをお伺いしたいんですけど。

○保育課長

絶対にできないというちょっとお話を先ほど次長のほうもしましたけど、そういう話は聞いておりませんし、ここの一つ一つ全てクリアできればという話のものはお聞きしています。ただ、100%やるかとかやらないか、これをクリアしたら100%やるかというように聞き方はしておりませんが、この追加で出ているこの懸案事項が全てクリアできればという話は聞いております。

○兼本委員

100%やるかやらないかは聞いてないけども、これをクリアできたらできるとは聞いています。ということは、これがクリアできたらできるということ、意思を表明されたということですよ。

○保育課長

今日、電話でこの話をさっき聞いたときには、最初に私が説明したように、全て懸案事項が残っている、確約がとれてないのでお答えできませんという話ということで、電話で私はそういうふうに聞いておりましたが、先ほどこちらのほうに来られておまして、何か伝え間違い、私が聞き間違いという言い方をされてあったと思うんですけど、そのときにここの懸案事項が全てクリアできたらやれるけど、今その状況じゃないから、これについてはやれる、やれんとかいう答えはできないというような言い方をされておりますので、逆を、裏返せば、これを全てクリアすればやっていただけるものというふうに、私としては聞き取ったものでございます。

○兼本委員

ごめんなさい。最初に私に答弁したときはやるかどうか分からなかった。先ほど、やります、これが全部クリアできればやるという話に、いつなつたんですか。というような答弁ですよ。その間になりましたという話でしたでしょ、今。いつ頃の話なんですか、それ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:35

再開 15:39

委員会を再開いたします。

○保育課長

申し訳ありません、先ほど確認したというふうに私が答弁しましたが、それについては、すみません、取消しをさせていただきます。団体としての総意での回答というふうにはお聞きしておりませんでしたので、最終的に私が聞いた内容と来られた方との、言った、言わないとか、そういった形になりますので、それについてはまた文書でやり取りをしたいというふうに考えております。こちらを議決した場合にここでやっていただけるかどうかにつきましては、私どもとしては契約にのっとってやっていただけるものというふうに考えております。

○兼本委員

ということは、まだやられるかどうか分からないというのが本当の答弁じゃないんですか。違うんですか。先ほどから言っていますように、これは子どもの命に関わることで、そこでみんながばらばらの意見で話合っていて、何が安全性が保てるんですか。見ていてね、本当に安全なのかなと思ってしまいますよ、これ。本当に答弁としては、相手方がやる、そこで行っていただける、そのためにはこれだけやったら100%安全になるというふうな形でやっていただけたというのが大前提であるのかどうかというところがすごく曖昧なんです今。何々だと思う。こうだからこうだと思う。単なる皆さんの考えでしょう。事実じゃないんです、それ。私たちあなたたちの考えに賛成するわけじゃないんですよ。私たちにも責任がある問題なんですよ、これ、何か事故が起こったときに。事実を基に判断しなくちゃいけない。だから聞いているんです。子育て支援センター事業自体もすごくいい事業だと思っています。本当にいい事業だと思っています。だからここで、せっかくやってきたものを、もっとよりよくやろうと思うのであれば、もっとしっかりとした判断ができるような材料とかを頂きたいというのがあっての質問です。そこで、思うとか、そういう判断の中で、議決を出す、出してくれというのはちょっとすごくきついというのが私の考えです。

○福祉部次長

申し訳ございません。今回の一連のことにつきましては、市のほうが受託業者のほうとしっかりと話ができていなかったことにも一因があったというふうには認識しております。しかしながら、受託業者のほうでも、そういったこれまでのお話の経緯の中では、お話に出て来られる職員さんが変わったりとか、言った、言わないとか、そういったつもりで言ってなかったとか、そういった経緯がいろいろあってございます。私どもは今回の受託業者、また令和6年から3年間、お願いするんですけど、それ以前にももう10年以上、10年間、颯田のほうで子育て支援センターをしていただいている事業者ということで、本当に甘かったというところは、安全確認のところを代表者の方1人の意見だけで、大丈夫だろうというところで事業を進めてきたというところはあったというふうに反省しております。ですので、ある意味、こうやって小さく懸念事項を出していただいて、それに対して今、真摯に取り組んでいるところですけども、それによって受託業者さんとしては、子育て支援事業は続けたいと思っておられるので、これは私どもが対応すれば、市がちゃんと真摯な態度を見せて、懸念事項をきちんと解消できるようにお話し合いをすることによってできるのではないかと考えていますということではまた足りないということなんですけれども、ただ今回は、受託業者自体の意見もちょっとはつきりしないところが今までありますので、それ以上先というのが、今私どもとしては、これですという回答ができないところはあるんですけども、そういう状況でございます。

○兼本委員

ということは、先ほどのやっぱり答弁がずれてきますよね。かなりずれますよね。ここはこれをやったらできるから、という副市長の話と、今の次長の話というのは、僕はずれていると思うんですよ、答弁の内容というのが。もう本来は、やっぱりここで本当にやるのか、やらない

いのかをはっきり聞いてから、交渉すべきだと思うんです、交渉としては。やるのか、やらないのかを決めていただいて、私たちの条件、がこういう条件がそろえばできますというような条件の中でやっていくというのではないんじゃないのかなと、今ちょっと話を聞いていて思いました。例えばここ、もしこの条例、賛成可決されました。この業者さんがここでやりませんとなるとどうなるんですか。直営でやっていくような形になるんですか。

○保育課長

受託業者の方が可決した後でも、ここでやりたくないとおっしゃられたらどうするのかというのですが、やっていただくような形で真摯にお話をしたいと思います。もしそれでももうここだったらやらないというふうな回答をもし頂いた場合は、ここはもう逆に言えば、本当に想定になってきますけど、別の移設場所を探すか、休館にするか、直営でやるかと、いろんなことは考えていかなきゃいけないと。利用者様に対して、もう事業をやらないということはしたくありませんので、いろんなパターンを考えてやりたいと思いますが、まずは、この内容でご理解いただいて、せっかく今まで一生懸命頑張っていたいただいた団体さんですので、事業を続けていただきたいというふうに考えております。

○兼本委員

結局やらない場合には、すぐに予定どおりできないということでしょう。どうやってやっていくにしても、スタッフから集めなくちゃいけない。いろいろなことを考えてすぐにはできないということでしょう。であるならば、想像じゃなくて、実際にするのか、しないのか、先に聞かれたらどうなんですか。多分ベテランの方です。ここでずっと長年されてあった方でしょうから、この内容であれば、安全性が保てるんだと。だったらここでやりますということが結論づくまで、それから議案を出すか、もしくは聞かれるか、今。どちらかされてみたらどうですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 48

再開 15 : 51

委員会を再開いたします。

○福祉部次長

質問委員がおっしゃいますとおり、こちらのほうで、するかしないかというのは、何度も確認はしております。当然、9月に決定するときにも一度確認をし、3月にこの懸念事項を出された後に、最終的に14日に確認は、しっかり私のほうがお聞きしました。その回答が「まだ分からない」という話ですので、今聞いたところで、回答は一緒じゃないかなというふうに思っております。しかしながら、市としては、契約に基づき、また意見を頂いていますので、その一つ一つをクリアすることで、この事業の継続が当該事業者でもやっていただけるものと思っております。お話を今後もやりたいというふうに考えております。

○兼本委員

子どもの命を守るというところを考えると、今までの子育てに関する取組と全く違うような気がするんですね。もっと安心した中で、利用者の方もこの状況じゃ安心できないんじゃないかと思えますし、この状態で本当に決めてしまっているのかどうかというところが本当に、事実は分からないということでもうね、事業者の意図が、ここでされるか、されないかというところですね。ちょっとそこはもう分からないというのが現実なんですよ。

○保育課長

書面等でも頂いておりませんので、今質問委員が言われるように、分からないのかと言われれば分かりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 53

再開 16 : 14

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」に反対の立場から討論を行います。

この穎田子育て支援センターの移設の問題について、今どういう局面を迎えているかというのを、この間の質疑、答弁、資料の説明の中から考えるわけです。1つは、子どもの安全対策の課題が、この間の事業者と市役所の関係、キャッチボール、協議の中で、また市議会が2日にわたってチェックする中で、安全対策の課題が幾つも明らかになっている、その途中であること。2つは、関係者の中で、今もなお協議が続いておって、市を含めて、移設に関する合意形成はなお図られていないという点。その一方で、4月1日までの合意形成について、飯塚市は自信があるというふうに言っている点。にもかかわらず、3月18日、本日以降、受け取って少し時間がたっているわけですが、市は新たな回答をまだ検討しておらず、現状においては、今後合意形成がいつ実現するか、極めて不透明であるということ。4点申し上げましたけれども、要するに、今回、穎田子育て支援センターを移設する、設置場所を変更する条例改正案は、議案上程の要件を満たしていないのではないかと。そういう局面ではないかと思えます。それでは、関係者の合意が成立してなくて、こういった条例が出るのが、本市においてどのぐらいあるのかとしたりもするわけですが、こういう局面を迎えた要因は何かと言うと、第1に、本市の担当部において、安全対策の配慮に深刻な認識不足があったのではないかと。これは子ども支援の事業を行っている当事者から指摘や提案があれば、そうだと行って改善をせざるを得ないような状況を見れば明らかです。しかもその一つ一つは、現場に行き、子どもの成長の、あるいは子育て支援の視点で見れば、市役所が指摘をされるまでもなく、分かることばかりではなかったでしょうか。2つは、飯塚市が発注者であるという優位な立場から、合意を押しつける傾向があるのではないかと。前回と本日と答弁が幾つもありましたけれども、その中にも浮き彫りになっていると思うわけです。3点目は、この認識不足、それから発注者の優位な立場に加えて、4月1日移転ありき、この期限を決めていることが、これらに拍車をかけているのではないかと思うわけですね。大きい3番目としては、それでは条例改正についてどう考えるかということです。条例改正をしなければ、市長が撤回してもいいし、議会が否決してもいいんですけども、当分の間は、今までどおり事業は継続できるし、子どもの安全対策は、もっと落ち着いてチェックし、改善しながら合意形成を丁寧に図っていくことができるのではないかと。一方、2つ目に、4月1日移転とする条例改正をしてしまうと、市は僅か11日間のうちに、慌ただしく対応しようとして拙速に陥るのではないかと。かえって、子どもの安全対策、ほぼほぼ1年間、そこで過ごそうという計画のようですが、禍根を残すことになるのではないかとというふうにも思うわけです。この条例についてどう考えるかの3点目ですが、そもそも穎田サンシャインの大規模改修は3億5千万円くらいの大規模事業ですよ。これは地域住民の福祉の拠点を整備するものです。そのスケジュール、工事日程が決まっているからといって、私たちの大事な子どもたちの安全対策が、現場で働いておられる方々、それから市の担当者も認めるような不十分さが認められるこの状況で、市議会が承認することができるかということだろうと思います。私は、穎田小中一貫校のときのこ

とも申し上げましたけれども、やっぱりこの際、丁寧に、丁寧に安全対策を図り、合意形成を図っていく仕事をするためには、市長、副市長が市民協働部、福祉部、情報を共有して、子どもの幸せこそを中心に物を考えていくという仕事の仕方をやるべきであって、本来、市長において、この際、議案撤回をするべきであつたらうと思うわけです。以上で反対討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○永末委員

すみません。私はこの議案に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

賛成の大きな理由は3つです。1つが、確かに今回の委員会審議でも継続となりまして、審議のほう、ちょっと延びてはいるんですけど、回数を重ねるごとにある程度具体的な、協議調整事項が見えているという部分ですね。それとサンシャイン颯田の大規模改修事業への影響ですね。颯田地区にとって大きな、今後を左右するような大きな事業だと思いますので、そこに対する影響というのを抑えるべきだというふうに考えるのが2点目です。3点目が、やはり颯田に子育て支援センターをしっかりと存続させるべきじゃなかろうかというふうな考え方です。執行部の答弁の中からも仮に今回の移転が難しかった場合に、どうなるのかというふうな質問に対して、市の直営の可能性なり、他の支援センターが吸収するんじゃないかというふうな答弁等もあっていましたので、やはり颯田地区に子育て支援センターがあるということが地域にとって大きいと思いますので、そういった意味でしっかりと存続の道という意味で賛成の理由とさせていただきます。

ただ1点、執行部のほうにぜひともしっかりと今後考えていただきたいことも申し添えさせていただきます。やはりこういった今回の混乱が生じた原因というのをしっかりと分析をしていただきたいと思います。私なりにちょっと審議を聞いておまして、私なりの考えとしましては、やはりこの市の事務事業に対するリーガルチェック体制の不備、甘さが、今回の原因じゃなかろうかと思います。以前もちょっと一般質問のほうでもリーガルチェック体制をしっかりと利用させるべきだというふうな提案もさせてもらっておりました。その際もどちらかというとな事的な顧問弁護士の確認といいますか、そういったことが今の体制ですというふうな答弁があっておりましたけど、私としましては、今回のようなケースでやはり市の事務事業をしっかりと形づくっていく段階から、内部的にしっかりとリーガルチェック体制を入れるべきじゃなかろうかというふうな提案をしていましたので、まさにそういったことがしっかりと行われておれば、今回のことは、仮契約なり、そういった書面上での確認等ができて、もうちょっと違った形で落ち着いていたんじゃないかと思う。ぜひ今回のことを契機に、しっかりとその辺りを考えていただきたいと思います。ケースによっては巨額の損害賠償請求が行われるというふうな可能性も十分に考えられますので、早急にこの辺り、整備のほうをお願いしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○兼本委員

私はこの議案に反対の立場で討論させていただきます。

まず1点は、先ほどから話がありましたように、事実に基づく議案ではないと思っております。それから、契約してからこの間、期間は大分あったにもかかわらず、何でこんな、この時期にこういう問題点が起こったのか。市は、業者の要望には応えますというお話でしたが、なければ、元のままよかったということだと答弁で理解しました。そういう本当に子どもの安全性を、子育て親子の安全確保についてどこまで、また1年間かもしれないけれども、やはりここは真剣に考えるべき。市長の言われる子育て支援というのはそういうものだと思は

しております。ですので、そういった観点から、しっかりと事実に基づいた議案を出していただきまして、そのときに判断させていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○田中博文委員

「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」、賛成の立場から討論いたします。

まず委員会資料として、交渉記録の提出、その他をしていただいておりますけれども、まず昨年、令和5年4月にもう受託業者のほうに、改修のために福祉センターのほうで、というところの相談をされて、飯塚市のほうも、近くで、まず穎田地内というところだけ、福祉センターもどうかなというところで、いろんな作業をされております。結果的には受託業者の方が9月に、福祉センター、こちらのほうでさせていただきたいと、地元の要望、その他がありますんでということで、進んでいっています。12月に再度、令和6年4月からの契約のための、受注のための契約が12月に行われています。当然、受注業者はもう福祉センターで、支援センターを開設することは重々承知の上でございます。その中で1月には、社協と受注業者と市のほうで、福祉センターの安全面についてどうしようかという話も行われて、それぞれ社協の方も、そのときにいろんなことを対処するように協力しますという話も頂いたという記録もございますし、結構対応する時間というのはかなりあったんじゃないかと思っています。それについて、この3月になって、受注業者のスタッフの方が、できないという話を持ち込まれたというところに僕もびっくりしたんですけども、当然、条例を変えないと、4月1日からできないというのも受託業者の方は分かっていると思っておりますけれども、そこを踏まえて、何が悪い、どこが悪いとかいう形を今の段階で言うのも結構大変ですので、当然、受託業者の責任者の方とスタッフの方の意思の疎通がなかったんじゃないかということも察しできますし、当然、受託業者と市の方との連携もよくなかったと思うし、そこを改めて、再度風通しをよくしていただいて、そして1番は、子育て支援センターを利用される方に迷惑がかからないようなことを考えていただきたいと思います。この場でまたその受託業者のほうももうはっきりとやりますということが言われないうのはちょっと残念ですけども、何とか、それがうまくいくような形をちょっと市のほうにも、大変だと思いますけれども、いろいろ言うのもちょっと今からでは大変だと思いますけれども、そこを、ちょっとできたら、市と受託業者とあと社協と、もう一つ、保護者の方もうまく話をされて、4者でこの1年間を何とかこの福祉センターで安全にやっていけるような話ができますようにちょっとお願いして討論とします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○藤堂委員

私は、「議案第22号」に賛成の立場で討論いたします。

仮にこの議案が否決になった場合、2か月はできるけれども、それ以降が分からないというところで、やはり先ほど田中委員も言われましたとおり、当事者が利用者の方が置いてきぼりになるのは、私としてはどうかなと思っています。その点、4月1日からかどうか分かりませんが、この議案が可決して、きちんと協議していただくことを、私も再度、伝えさせていただければと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

可否同数。よって、飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」については、否とすべきものと、裁決いたします。

これをもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。長い間お疲れさまでした。